

施工管理技術検定の受験資格の変更について

令和6年度から施工管理技術検定の受験資格が変更になります。

内容については国土交通省若しくは（一財）全国建設研修センターのホームページでご確認ください。

○国土交通省

「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等について

[建設産業・不動産業：「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)

令和6年度施工管理技術検定受験資格チラシ

[001707687.pdf \(mlit.go.jp\)](#)

○一般社団法人全国建設研修センター

2級土木施工管理技術検定

[2級土木施工管理技術検定 | 一般財団法人 全国建設研修センター \(jctc.jp\)](#)

新受験資格について

[kentei20231109_1_2.pdf \(jctc.jp\)](#)

※令和6年度から令和10年度までの5年間は制度改正に伴う経過措置として、

【令和6年度からの**新受検資格**】と【令和5年度までの**旧受検資格**】のどちらの受検資格でも第二次検定の受検が可能

※令和11年度以降の第二次検定の受検資格は、【**新受検資格**】のみ